

裁判(公判)

起訴された被疑者を被告人といいます。裁判(公判)が開かれると、事案に応じて被害者が証言したり、証拠の提示を経て、最後に判決が言い渡されません。

検察官又は被告人側のどちらか一方でも、判決に不服がある場合は、高等裁判所に訴えること(控訴：こうそ)もあります。裁判にかかる期間(判決までの期間)は、事案によって様々です。

② 犯人が14歳以上20歳未満の場合

※P4 (チャート図) 参照

14歳以上の少年は、20歳以上の者と同じように捜査します。

拘禁刑以上の罪の場合は、警察から検察官に事件を送致し、検察官における補充捜査が終わると、検察官は、処分についての意見をつけて、事件を家庭裁判所に送致します。

一方、罰金刑以下の罪の場合は、警察から直接、家庭裁判所に事件を送致します。

なお、特定少年(犯行時18歳、19歳)の事件は全ての事件を検察庁に送致します。

③ 犯人が14歳未満の場合

※P4 (チャート図) 参照

14歳未満の少年は、法律上、罰することができないため、警察で調査をします。逮捕はできません。

調査の結果を児童相談所に通告するほか、家庭裁判所の審判に付すべきと判断するときは、児童相談所に送致します。

児童相談所では、児童福祉法上の措置(児童自立支援施設への入所など)をとるほか、家庭裁判所での審判が必要と判断した場合は事件を家庭裁判所に送致します。

家庭裁判所では、送致された少年の審判を開始するかどうかの決定をします。